

白井市インターンシップ実施要綱

令和8年5月20日策定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施するインターンシップに関し、必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、次条に定める学生等が就業体験を行うことにより、職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることを目的とする。

(インターンシップの対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び高等学校（以下「大学等」という。）の学生及び生徒（以下「学生等」という。）とする。

(実施期間)

第4条 インターンシップの実施期間は、原則14日以内とする。ただし、特に必要と認められる場合には、市長が別に定めることができる。

(実施時間)

第5条 インターンシップの実施時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特に必要と認められる場合には、市長が別に定めることができる。

(受入手続)

第6条 インターンシップを希望する大学等は、市長に対してインターンシップ受入申込書（別記第1号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意し、インターンシップの実施の可否を決定し、前項の規定による申込みをした大学等に通知するものとする。

(1) 希望するインターンシップの理由が、第2条に規定する目的に沿うと認められること。

(2) 市が行う業務に支障がないこと。

3 第2項に規定する決定を受けた大学等は、インターンシップの参加に当たり、市長とインターンシップの取扱いに関する協定書（別記第2号様式）により、協定を締結しなければならない。

（所属長の役割）

第7条 インターンシップを受け入れる所属長（以下「所属長」）は、インターンシップの円滑かつ適切な実施を図るため、所属内の受入体制を整備するものとする。

（身分）

第9条 市長は、インターンシップの実施の決定を受けた者（以下「インターンシップ生」という。）に対し、市の職員としての身分を付与しない。

（服務等）

第10条 インターンシップ生は、所属長及びインターンシップ指導者の指示に従い、インターンシップに専念し、インターンシップの目的の達成に努めなければならない。

2 インターンシップ生は、インターンシップ実施期間中は、市の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

3 インターンシップ生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 インターンシップ生は、インターンシップ上知り得た秘密を漏らしてはならない。インターンシップの実施期間終了後においても同様とする。

5 インターンシップにより知り得た個人情報をインターンシップ以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を取り扱う場合は所属長の指示によることとする。

6 インターンシップ生は、インターンシップの成果として、論文等を外部に発表しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（報酬等）

第11条 市長は、インターンシップ生に対して、報酬、賃金、居住地からインターンシップ実施場所までの交通費、食費その他インターンシップに伴う一切の費用を負担しない。

（事故の責任等）

第12条 大学等又はインターンシップ生は、災害損害保険等に加入し、インターンシップ実施期間中の事故等は、自らの責任において対応しなければならない。

2 大学等又はインターンシップ生は、賠償責任保険等に加入し、インターンシップ実施期間中に市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償し損害を賠償しなければならない。

3 インターンシップ生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等及びインターンシップ生は、その賠償により市が被った被害の補てんをしなければならない。

(インターンシップの中止)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、インターンシップの開始前、開始後にかかわらず、インターンシップを中止することができるものとする。

(1) 災害の発生等により、安全にインターンシップを実施することが困難である場合

(2) インターンシップ生が第10条第1項から第5項までの規定に違反する行為を行った場合

(3) 前各号に定めるもののほか、インターンシップの目的を達成することが困難であると認められる場合

2 市長は、前項の規定により、インターンシップを中止するときは、その旨をインターンシップ生及び大学等に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第14条 インターンシップ生は、第10条から第12条までの規定を遵守するために、市長に対して誓約書(別記第3号様式)をインターンシップ実施前に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるほか、インターンシップに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。

別 記

第1号様式（第6条関係）

インターンシップ受入申込書

年 月 日

（あて先）白井市長

教育機関所在地

教育機関名

代表者職・氏名

白井市インターンシップ実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 学生

ふりがな		生年月日	
氏名			
住所等連絡先			
	電話番号		
	メールアドレス		
学部・学科		学年	
参加の動機			

2. 教育機関における担当者

所属名		ふりがな	
職名		氏名	
所在地等 連絡先			
	電話番号		
	メールアドレス		

第2号様式（第6条関係）

インターンシップの取扱いに関する協定書

白井市インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第6条第3項の規定に基づき、白井市（以下「甲」という。）と教育機関名（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり協定を締結する。

（インターンシップ生の受入れ）

第1条 甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的として、乙に所属する学生をインターンシップ生として受入れるものとする。なお、甲が乙から受け入れるインターンシップ生の氏名、所属及びインターンシップ実施期間は、要綱に定める手続により決定するものとする。

（実施期間）

第2条 インターンシップの実施期間は、原則14日以内とする。ただし、特に必要と認められる場合には、甲が別に定めることができる。

（実施時間）

第3条 インターンシップ生がインターンシップを実施する時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、特に必要と認められる場合には、甲が別に定めることができる。

（身分）

第4条 インターンシップ生は、甲の職員としての身分を保有しない。

（服務等）

第5条 インターンシップ生は、甲の職員の指示に従い、インターンシップに専念し、インターンシップの目的達成に努めなければならない。

2 インターンシップ生は、インターンシップ実施期間中は、甲の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

3 インターンシップ生は、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

4 インターンシップ生は、インターンシップ上知り得た秘密を漏らしてはならない。インターンシップ実施期間終了後においても同様とする。

5 インターンシップにより知り得た個人情報をインターンシップ以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を取り扱う場合は白井市の指示によることとする。

6 インターンシップ生は、インターンシップの成果として、論文等を外部に発表する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(報酬等)

第6条 甲は、インターンシップ生に対して、報酬、賃金、居住地からインターンシップ実施場所までの交通費、食費その他インターンシップに伴う一切の費用を負担しない。

(事故の責任等)

第7条 乙又はインターンシップ生は、災害損害保険等に参加し、インターンシップ実施期間中の事故等は、自らの責任において対応しなければならない。

2 乙又はインターンシップ生は、賠償責任保険等に参加し、インターンシップ実施期間中に市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 インターンシップ生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙及びインターンシップ生は、その賠償により市が被った被害の補てんをしなければならない。

(インターンシップの中止)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、インターンシップの開始前、開始後にかかわらず、インターンシップを中止することができるものとする。

(1) 災害の発生等により、安全にインターンシップを実施することが困難である場合

(2) インターンシップ生が第5条第1項から第5項までの規定に違反する行為を行った場合

(3) 前各号に定めるもののほか、インターンシップの目的を達成することが困難であると認められる場合

2 甲は、前項の規定により、インターンシップを中止するときは、その旨を乙及びインターンシップ生に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第9条 インターンシップ生は、第5条から第7条までの規定を遵守するため、甲に対して要綱第14条に定める誓約書をインターンシップ実施前に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたとき、または改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

附 則

本協定は、締結の日から発効する。本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 千葉県白井市復1123

白井市

白井市長 笠井 喜久雄 印

乙

印

第3号様式（第14条関係）

誓約書

年 月 日

（あて先）白井市長

教育機関名

学部・学科

住 所

氏 名

私は、白井市においてインターンシップを受けるに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 白井市職員の指示に従い、インターンシップに専念します。
- 2 インターンシップ実施期間中は、白井市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守します。
- 3 白井市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行いません。
- 4 インターンシップ上知り得た秘密を漏らすことはしません。なお、インターンシップ実施期間終了後も同様とします。
- 5 インターンシップにより知り得た個人情報を インターンシップ以外に使用し、又は第三者に引き渡すことはしません。また、個人情報を取り扱う場合は白井市の指示に従います。
- 6 インターンシップの成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、あらかじめ白井市長の承認を得ることとします。
- 7 災害損害保険等に参加し、インターンシップ実施期間中の事故等は、自らの責任において対応します。
- 8 賠償責任保険等に参加し、インターンシップ実施期間中に市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
- 9 第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、その賠償により市が被った被害の補てんをします。